

# 令和5年度 志摩市建設工事発注標準

令和5年6月1日適用

この発注標準は、工事規模・内容に応じた適切且つ円滑な建設工事の発注を行うため、別表に掲げる工事種別について格付基準等を定めたものである。

## 1. 格付基準

(1) 業者格付は次の基準を用い行うものとし、工事種別ごとに別表で定めるものとする。

①建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条で規定する建設業の許可

②地域要件

ア 市内業者 市内に本店を有する業者

イ 準市内業者 市内に支店又は営業所等を有する業者で、その支店又は営業所等に契約締結権限が委任されている業者

③法第27条の27で規定する経営規模等評価における『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』に記載された建設工事の種類別の総合評定値に対し、次により加減算を行った総合点

$$\text{総合点} = \text{総合評定値 (P)} + \text{工事成績による点数} - \text{指名停止期間による点数} + \text{特別点数}$$

・総合評定値(P)

令和5年度の格付基準となる総合評定値については、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの審査基準日のものとし、水道工事及び下水道工事では土木一式の総合評定値を使用する。

ただし、この期間に受審していない場合は直近のものでも可とする。

・工事成績による点数

市が発注標準に基づき発注した建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、水道工事、下水道工事を対象とし、対象期間(格付年度の前年度一年間)に完成認定を受けた工事種別ごとの評定点の平均点(小数点以下切り捨て)に応じた【別表1】の加減点数の欄に掲げる点数。

【別表1】

項目	平均点の区分	加減点数
工事検査評定点の平均点 (格付年度の前年度一年間に 受けた工事検査評定点の建設 工事種別ごとの平均点)	50点未満	-20
	50点以上～55点未満	-15
	55点以上～60点未満	-10
	60点以上～65点未満	-5
	65点以上～70点未満	0
	70点以上～75点未満	5
	75点以上～80点未満	10
	80点以上～85点未満	20
	85点以上～90点未満	30
	90点以上～95点未満	40
95点以上	50	

※対象期間内に受注した工事が無い場合は、工事成績による点数の加減は無いものとする。

※発注標準(別表)における工事種別以外の工事及び下水道宅内配管工事は対象外とする。

※建設工事共同企業体により施工された工事の評定点については、構成員それぞれに同得点の評定点があるものとする。

・指名停止期間による点数

対象期間(格付年度の前年度一年間)に指名停止を受けた月数(1か月未満の期間は1か月とする)の累計を5倍した点数を減算する。ただし、減算は120点を上限とする。

三重県又は志摩市からの指名停止が対象となる。

・特別点数

消防団協力事業所による加点

格付年度の5月1日時点において、志摩市消防団協力事業所表示制度における協力事業所に認定されている場合は5点加算する。

④1級技術者、2級技術者、その他技術者の数

技術者区分表の各工種において、◎（1級技術者）○（2級技術者）△（その他技術者）を付された資格を有する者。

ただし、1人の技術者が2以上の資格を有する場合は上位の資格のみをもって格付けする。

〔例〕 a 技術者が【一級建設機械施工技士】【二級土木施工管理技士（土木）】を有している場合、土木一式工事においては、「1級技術者1名」として取扱い、「1級技術者1名・2級技術者1名」としては取扱わない。

※技術者数については、令和5年5月1日現在の志摩市に登録している人数とする。ただし新規に競争入札資格者名簿に登録された者については、直近の登録者数とする。

※格付け期間中に技術者が追加された場合でも、格付けの変更は行わない。

⑤その他別表において工事種別ごとに定めた事項

(2) 新規に競争入札資格者名簿に登録された者（志摩市へ本店を変更した場合を含む。希望業種の追加も含む。）の格付けについては、登録日の翌月1日に適用となり、以降の発注分から格付けによる入札に参加できるものとする。

〔例〕 6/1～6/30 受付・審査完了⇒7/1 名簿登録（毎月1日登録）⇒8/1 格付け～入札参加

格付け基準に該当するものについては、格付け基準に基づき格付けする。ただし、新規に競争入札資格者名簿に登録された者（希望業種の追加は含まない。）については、格付け後2か年は最下段に格付け（以下「2か年制限」という。）し、経過後は年度の途中であっても格付け基準に基づき格付けする。新規登録時に格付け対象が無い場合は、登録日の翌月1日から起算して2か年を制限期間とする。

〔例〕 R5/6/1 名簿登録⇒R5/7/1 最下段に格付け⇒R7/7/1 格付け基準に基づき格付け

※令和4年度以前に志摩市競争入札資格者名簿に登録されていた者が、令和5年度競争入札資格者名簿に再度登録をした場合は、2か年制限は適用しない。ただし、令和5年度以前の新規登録者で、登録後2か年間の最下段への格付け期間が満了していない者については、期間満了まで最下段へ格付けする。

(3) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生等手続開始の決定を受けた者については一般（指名）競争入札参加資格再審査結果通知書の通知日から1か年は最下段に格付けし、経過後は年度の途中であっても格付け基準に基づき格付けする。

(4) 格付けにおいて、B・C・Dランクに格付けされる者は上位ランクの基準を満たさない者とする。格付け期間中に格付け基準を満たさなくなった場合は、格付けの変更又は削除等を行う。

(5) 系列会社と判断された複数の者が同一ランクに格付けされた場合、原則として総合評定値の最も高い者をそのままのランクに格付けし、他の者は1ランク下位に格付けすることができる。

## 2. その他

(1) 国県補助およびこれに準ずる事業、その他特別な事業等、発注標準により難しい場合については、その都度入札審査会（志摩市入札審査会規程（平成16年訓令第30号）で規定する入札審査会。以下同じ。）にて入札方法、発注基準等を検討することができる。

(2) 次に該当する場合にあつては、当該発注標準によらず発注することができる。

- ①発注済みの建設工事との関連がある場合
- ②災害復旧工事を施工する場合
- ③特許等これに類する特別の権利を要する場合
- ④許認可事項等の条件として指示がある場合
- ⑤小規模修繕工事等や緊急を要するなど特別な理由がある場合
- ⑥事業内容および工事の特殊性等により必要と認めた場合
- ⑦志摩市契約規則第22条の規定による金額の範囲内の場合

(3) 別表で規定する工事種別における格付どおりに発注する場合は、入札審査会の審査を要しない。

別 表

【土木一式工事】

競争入札資格者名簿【土木一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 市内業者 1級技術者 2名以上 総合点 800点以上	2,500万円以上	条件付一般競争 入札(事前審査) (1億5,000万円以上)  条件付一般競争 入札(事後審査) (130万円以上 1億5,000万円未満)
B	市内業者 1級技術者 1名以上 その他技術者 1名以上 総合点 650点以上	500万円以上 3,000万円未満	
C	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 500点以上	130万円以上 1,500万円未満	
D	市内業者で上記以外の者	130万円以上 300万円未満	

※ 予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【建築一式工事】

競争入札資格者名簿【建築一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 市内業者 1級技術者 2名以上 総合点 750点以上	2,500万円以上	条件付一般競争 入札(事前審査) (1億5,000万円以上)  条件付一般競争 入札(事後審査) (130万円以上 1億5,000万円未満)
B	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 600点以上	500万円以上 3,000万円未満	
C	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 500点以上	130万円以上 1,500万円未満	
D	市内業者で上記以外の者	130万円以上 300万円未満	

※ 予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

**【電気工事】**

競争入札資格者名簿【電気】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 600 点以上	2,500 万円未満	条件付一般競争 入札 (事後審査) (130 万円以上 2,500 万円未満)
B	市内業者で上記以外の者	130 万円以上 500 万円未満	

※ 予定価格 2,500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

**【管工事】**

競争入札資格者名簿【管】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 600 点以上	200 万円以上	条件付一般競争入 札 (事前審査) (5,000 万円以上)
			条件付一般競争入 札 (事後審査) (130 万円以上 5,000 万円未満)
B	市内業者で上記以外の者	130 万円以上 500 万円未満	

※ 予定価格 2,500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

**【下水道宅内配管工事】**

下水道宅内配管工事 (官庁工事) の発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 競争入札資格者名簿【管】に登録する者 下水道排水設備指定工事店に登録する者	130 万円以上 500 万円未満	条件付一般競争入 札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
			条件付一般競争入 札 (事後審査) (130 万円以上 1 億 5,000 万円未満)

※ 予定価格 500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

**【舗装工事】**

競争入札資格者名簿【舗装】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者又は準市内業者 総合点 750 点以上	700 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
B	市内業者又は準市内業者 総合点 600 点以上	300 万円以上 1,500 万円未満	
C	市内業者又は準市内業者で上記以外の者	130 万円以上 500 万円未満	

※ 予定価格 3,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

**【水道工事】**

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、水道工事に参加希望をした者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 800 点以上 1 級土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	2,000 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
B	市内業者 総合点 600 点以上 土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	500 万円以上 3,000 万円未満	
C	市内業者 土木施工管理技士 1 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	130 万円以上 1,500 万円未満	

※ 予定価格 1 億 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【下水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、下水道工事に参加希望した者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 800 点以上 1 級土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事实績 3 年以上	2,000 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
B	市内業者 総合点 600 点以上 土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事实績 1 年以上	500 万円以上 3,000 万円未満	条件付一般競争入札 (事後審査) (130 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
C	市内業者で上記以外の者 土木施工管理技士 1 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事实績 1 年以上	130 万円以上 1,500 万円未満	

※ 予定価格 1 億 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。





## 備考

- ・資格の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、建設業法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数を表す。
- ・工種「解」における☆は、建設業法において主任技術者又は監理技術者となり得る条件である場合に該当となる。

※2級の「職業能力開発促進法」に基づく資格者で、平成16年度以降の合格者については、3年以上の実務経験を有し、平成15年度以前の合格者については、1年以上の実務経験で可。

- (注1) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う登録地すべり防止工事試験が該当する。
- (注2) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う登録基礎ぐい工事試験が該当する。
- (注3) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。
- (注4) 建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当する。
- (注5) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。